

事業評価書（事前）

平成19年8月

評価対象（事業名）	新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業	
主管部局・課室	医政局看護課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策目標	2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
個別目標	2	医療従事者等に対する研修を充実すること

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

看護基礎教育における学習内容と臨床現場で求められる能力にギャップがあり、新卒者の中にはそのギャップによるリアリテイショックのため、仕事への意欲が低下したり、不安、疲労感が生じるなどの心身の反応を起したり、高度な医療を提供する現場についていけないなど、新人看護師の離職の原因となっている。

一方で、医療安全の確保に向けた体制整備が喫緊の課題となっており、新人看護師の資質の向上が急務となっている。

こうした現状をふまえ、新人看護師の研修のあり方について検討を行い、効果的かつ効率的な研修方法等を普及することがこうした課題への対応として重要である。

現状・問題分析に関連する指標

	H14	H15	H16	H17	H18
1 新人看護職員離職率（単位：％）	—	9.3	9.3	9.3	集計中

（調査名・資料出所、備考）

- 指標1は、（社）日本看護協会「病院における看護職員需給状況調査」結果概要（速報）による（新人看護職員：H15～調査）。なお、平成18年の数値は現在集計中であり、平成20年1～2月に公表予定である。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（厚生労働大臣が認める者）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規
現在、新人看護師の研修は就職先の医療機関で行われており、その方法、内容等もまちまちである。平成19年度において、こうした新人看護師の研修のあり方について検討を行うこととしているが、そこでの成果を踏まえ、効果的かつ効率的な研修方法等を普及させていくことがこうした課題への対応として重要であることから、看護師学校養成所の卒後直後の新人看護師に対する研修をモデル的に実施し、データを収集し全国的に普及させるための事業を行うものである。

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	—	—	—	—	490
※「H20」については予算概算要求額					

3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	当該事業はモデル事業であり、看護師学校養成所の卒後直後の新人看護師に対して研修をモデル的に実施し、データを収集し全国的に普及させることのできる状況になること。
政策効果が発現する時期	平成20年度以降
目標達成時期	—

4. 評価指標

アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1) 新人看護職員離職率	本事業により新人看護職員の離職率の低下を目標
(調査名・資料出所、備考)	・ 指標は、(社)日本看護協会「病院における看護職員需給状況調査」結果概要(速報)による(新人看護職員：H15～調査)。なお、平成18年の数値は現在集計中であり、平成20年1～2月に公表予定である。

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)	民間等の医療機関による個々の活動のみでは、データ収集やその全国的な普及は困難であるため、行政の関与が不可欠である。		
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)	データ収集を基本とする以上、各都道府県が主体となって行うのではなく、国が行うことにより、全国的に普及させることが可能である。		
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由)	モデル事業であるため、将来的には、民間主体で事業を行うことは可能である。		
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	国から実習施設病院等へモデル研修の委託→新人看護師を採用した病院及び診療所より実習施設病院等へ派遣し研修を実施→データ収集の結果を国へ報告→効果的な研修の普及による水準の向上
事業の有効性	卒後直後からの新人看護師に対する研修を行うことで、効果的かつ効率的な研修方法を普及していき、新人看護師の離職率の低下、医療安全の確保につながるようになる。

(3) 効率性の評価

これまで就職先の医療機関において方法、内容等まちまちだった新人看護師の研修が、データを収集し、そこでのデータを踏まえ、研修内容を検討することにより、全国的に効果的かつ効率的な研修方法が普及するようになる。
--

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（閣法第38号（平成18年6月13日 参議院厚生労働委員会））において、「質の高い医療従事者を育成するために、教育や研修の在り方について必要な検討を行うこと」と明記されている。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。